

国の重点支援地方交付金活用事業

令和 8 年度エネルギー価格等高騰対応
省エネ推進・生産性向上・業態転換支援補助金

公募要領

| 重 要 |

- (1) 本公募要領を必ず確認の上、申請してください。
- (2) 申請は、名張商工会議所ホームページ (<https://www.nabari.or.jp>) に掲載する申請フォームから行ってください。

名張商工会議所

名張市南町 822-2

Tel:0595-63-0080 / FAX:0595-64-3211

| 事業概要 |

○補助上限：50万円

※消費税及び地方消費税額等は含みません。

補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

○補助率：2/3

○対象経費：原油価格・物価高騰に対応するため、コスト削減、業務改善、新たな収益獲得等の効果を目指す取組において必要な設備等の導入に要する経費。導入する製品・設備は事業に供するもの、かつ、名張市内の事業所に導入するものとします。※対象外経費については6ページをご確認ください。

| 公募期間 |

公募要領公開：2026年4月1日（水）

申請受付開始：2026年5月7日（木）10時～

申請受付締切：2026年6月19日（金）17時まで

| 申請方法 |

本補助金の申請は、所定のオンライン申請フォームへの入力および必要書類の添付による提出をもって受付を行います。申請をご希望の方は、募集要項をご確認のうえ、申請フォームより必要事項を入力し、必要書類をアップロードのうえ送信してください。

5月7日（木）10時に名張商工会議所ホームページ (<https://www.nabari.or.jp>) にて申請フォームのURLを公開します。

※郵送または持参による紙の申請書の提出は、原則として受付を行いません。

パソコンやスマートフォンの操作に不安がある方、インターネット環境の整備が困難な方等につきましては、事務局までご相談ください。

| 注意事項 |

○本補助金は先着順での採択ではございません。締切時点で、申込補助金額の総計が予算額を上回る場合は全申込者を対象とした抽選により補助金交付対象者を決定します。

○本補助金は、事業実施に係る経費を一旦事業者が自己資金で支払い、その後、実績報告を経て補助金が交付される「精算払い方式」です。事業完了後に実績報告を行い、内容確認・確定通知を受けた後に補助金が交付されます。

○本補助金は経理上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象です。

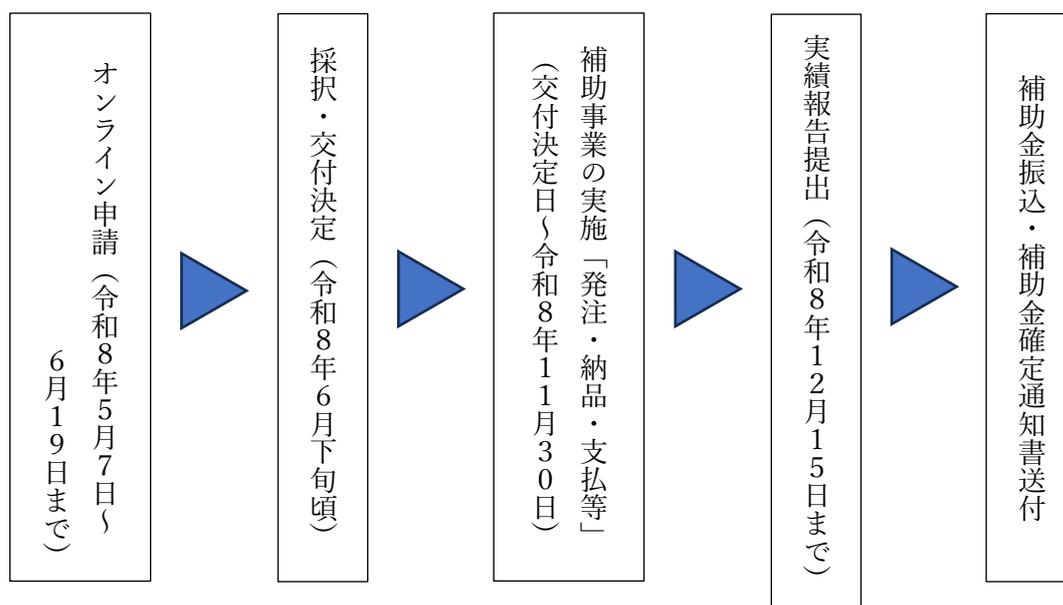
| 事務局・お問合せ |

名張商工会議所 経営支援課

電話番号：0595-63-0080

目次

1. 事業の目的	4
2. 補助対象者	4
3. 補助率、補助上限額	5
4. 補助対象事業	5
5. 補助対象経費	5
6. 申請手続き	6
7. 採択	7
8. 補助事業実施期間等	8
9. 補助対象者の義務	8
10. その他	8



1. 事業の目的

原油価格・物価高騰等に直面する名張市内の中小企業、個人事業者等で、これらの社会情勢を乗り越えるための前向きな事業継続の意思を持った事業者を応援するとともに、市内経済の活性化を目的として、原油価格・物価高騰等に係る事業維持管理費用をはじめとしたコスト削減及び業務等の見直しに伴う製品・設備導入費用等の負担を軽減するための補助金を交付します。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、(1) から (5) に掲げる要件をすべて満たす事業者であることとします。

- (1) 名張市内に事業所を有する法人・個人事業者であること
- (2) 令和8年4月1日時点で事業を実施しており、今後も継続の意思がある者
- (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと) ※みなし大企業は除く	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記3業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- (4) 主たる収入が事業所得であること(個人事業者の場合)

※下記の事業者は対象外

- 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、特定非営利活動法人、その他の営利を目的としない法人
- 政党、その他の政治団体、宗教法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその営業に係る同上第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- 反社会的勢力(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」に規定)に該当する者
- その他名張商工会議所において不相当と認定した者

- (5) 必要な書類を提出できる事業者

3. 補助率、補助上限額等

補助金額：10万円（下限）～50万円（上限）

補助率：補助対象経費の2/3

※消費税及び地方消費税額等は含みません。

補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の（１）～（３）に掲げる要件のいずれか又は複数に該当する事業であることとします。

（１）コスト削減を目的とするもの

（例）コスト削減や省エネルギー化につながる製品、設備等の導入

（２）業務改善を目的とするもの

（例）DXの導入により省力化に繋がる設備等の導入

（３）新たな収益獲得等を目的とするもの

（例）原油価格・物価高騰の影響を受けにくい分野への事業シフトに関する製品・設備等の導入

5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、上記4. 補助対象事業で該当した補助事業にかかる製品・設備等の導入に要する経費が対象となります。

補助対象経費となる経費の要件

- 補助事業の目的に合致すること
- 補助金交付決定日以降に発注すること
補助金交付決定日より前に納品・設置・支払いいずれかを行った経費については補助対象経費と認められません
- 令和8年11月30日（月）までに納品・設置・支払を完了することができること
- 製品単価が税抜き10,000円以上のもの
- 原則支払は銀行振込で支払うこと
支払先が銀行振込に対応していない場合に限り、POSレジから発行されるレシートのみ支払い確認書類として、現金払いを認めます。（クレジットカード払いやポイントを使用しての支払い不可）
- 補助事業の目的の観点から原則名張市内の販売店で購入すること
- 単価50万円（税抜）以上の製品・設備等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、破棄等）が制限されます。
処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず名張商工会議所へ承認を

申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。名張商工会議所は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令（加算金付き）の対象となります。

補助対象経費とならない経費の要件

- 自動車等車両
- ライセンス期間に定めがあるソフトウェア（いわゆるサブスクリプションといった1年、3年等の定めがあるもの）
- 自社内部の取引、及びそれと同等と認められる取引によるもの
- 販売や有償レンタルを目的として購入するもの
- オークションにより購入するもの
- インターネット通販（Amazon や楽天など）で購入するもの
- 消耗品
- 中古品（新古品を含む）
- 補助対象経費の合計額が15万円（税抜）に満たないもの
- 事業主（法人名義）以外の名義で購入したもの
- 必要な経費支出関係書類を提出できないもの
- 租税公課にあたる経費
- 購入に係る各種手数料（振込手数料、代引手数料）
- 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 買い替えに伴うリサイクル費用
- 既存設備の撤去費用や廃棄に関する料金
- 各種保証料金、保険料金、手続き費用
- 不動産の取得に係る費用
- 補助金の申請書等の作成、送付、手続きに係る費用
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. 申請手続き

オンライン申請フォームへの入力および必要書類の提出をもって受付を行います。申請フォームより必要事項を入力し、必要書類をアップロードのうえ送信してください。※5月7日（木）10時に名張商工会議所 HP にて申請フォームの URL を公開します。フォームでの申請が困難な場合は事務局にご相談ください。

【入力項目】

① 事業所情報

事業所名・代表者役職・代表者氏名・市内事業所 所在地・市内事業所 郵便番号・担当者名・資本金（万円）・従業員数（人）・電話番号・携帯番号・メールアドレス

- ② 業種
- ③ 購入目的
- ④ 本事業に取り組む背景や課題（300字以内）
- ⑤ 今回取り組む補助事業の内容（300字以内）
- ⑥ 本事業により期待される効果（300字以内）
- ⑦ 支出計画（製品名称・見積先店舗・金額・補助対象経費合計額（税抜）・補助金交付申請額）
- ⑧ 設備の購入先が名張市内の販売店でない場合に限り、その理由

【申請必要書類】

下記書類について申請フォームにアップロードし、ご提出ください
 ファイル形式はPDF・JPEG・PNGに限ります。（1ファイル3MB以内）

項番	書類名称	法人	個人
1	補助申請費用の見積書 ※品番・型番が明記されているもの。品番・型番が確認できない場合は別途カタログ等の提出が必要となります。	○	○
2	令和7年度確定申告書【第一表】 国税関係書類には、受付日時及び受付番号の印字が確認できることもしくは受信通知書を添付。 受信通知が存在しない場合には、令和7年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。	----	○
3	令和8年1月1日以降に開業した個人事業者は開業届 受付日時および受付番号の印字が確認できるもの、または受信通知書の添付を原則とし、これらの書類の提出が困難な場合は、開業の事実および時期が確認できる他の書類を提出することで代替することができます ※詳しくは事務局へご相談ください。	----	△
4	直近の法人税確定申告書【別表一】 （直近1期分）	○	----
5	設立から決算期を迎えていない法人は履歴事項全部証明書 または法人設立届出書	△	----

※“△”マークの書類については必要な場合のみご提出ください。

【注意事項】

- ・ファイルの添付数は最大3ファイルに限ります。それ以上の添付になる場合は事務局にご相談ください。
- ・送信後、自動返信メールが届きます。届かない場合は事務局へご連絡ください。
- ・申請内容及び提出書類に不備がある場合、事務局より連絡します。期日までに修正がない場合は無効となる場合があります。
- ・申請手続きに当たっては、必ず「公募要領」及び「Q&A」を確認し、入力項目の漏れ、誤り並びに提出書類の添付漏れがないことを十分確認してください。

7. 採択について

補助金申請締め切り後に申請総額が予算額を上回っていた場合は採択者の抽選を実施致します。抽選方法は Excel の”Randbetween”関数を用いて行います。

補助金交付決定通知書と不採択通知書は令和8年6月下旬頃に郵送します。

8. 補助事業実施期間等

補助金交付決定通知書を送付された申請者は補助事業を実施し、事業完了報告を名張商工会議所にご提出ください。

【事業実施期限】令和8年11月30日（月）まで

【書類提出期限】令和8年12月15日（火）まで

必要書類：補助金請求書兼補助事業完了報告書、補助対象製品の内容が確認できる資料（カタログやホームページの画面印刷など）、設置（納品）が確認できる写真、補助金振込先通帳の写し、支払いを確認できる書類（銀行振込明細）

その他事務局が求める書類

事務局にて事業完了報告書を確認し、不備等が無ければ補助金交付額確定通知書を送付し、補助金を振り込みます。

※補助金交付後、完了検査の実施を行う場合があります。実施する場合は事前に連絡します。

9. 補助事業者の義務

- (1) 申請内容に虚偽や不正があった場合又は要件を満たしていないこと、申請締切日までに必要書類が揃わなかった場合は、補助金の申請を取り消します。
- (2) 不正又は虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- (3) 補助対象経費が他の助成金や補助金等を重複して受けている経費の場合は対象となりません。

10. その他 注意事項

本事業に関するお問い合わせ

名張商工会議所 経営支援課 TEL 0595-63-0080

〒518-0729 名張市南町 822-2 名張産業振興センターアスパア 3階

※お問合せは午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）